

地域雇用開発奨励金

佐賀地域

(佐賀市、神崎市、小城市、多久市)
で創業等をお考えの事業主の皆様へ

平成27年4月10日付けで、**佐賀地域**（佐賀市、神崎市、小城市、多久市）が同意雇用開発促進地域（※1）となりました。

上記地域に、すでに指定がされている唐津地域、伊万里・武雄地域、鹿島地域を加えた同意雇用開発促進地域及び過疎等雇用改善地域（※2）の区域において事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇用した場合、設置・整備に要した費用と雇用（増加）した人数に応じて**地域雇用開発奨励金**を活用することが可能です。

※1 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域
佐賀地域（佐賀市、神崎市、小城市、多久市）※NEW
唐津地域（唐津市、玄海町）
伊万里・武雄地域（伊万里市、有田町、武雄市、大町町、江北町、白石町）
鹿島地域（鹿島市、嬉野市、太良町）

※2 若年者・壮年層の流失が著しい地域
旧佐賀郡富士町、旧神埼郡三瀬村、旧東松浦郡肥前町、旧同郡鎮西町、旧同郡七山村、高島、神集島、小川島、旧神埼郡脊振村、白石町、太良町

不明なことがございましたら、お問い合わせください。

佐賀労働局のホームページ（<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）



佐賀労働局 職業安定部 職業対策課

TEL：0952-32-7173